

食安監発 0219 第 1 号
平成 25 年 2 月 19 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

中国産ウーロン茶の回収等について（依頼）

検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりフィプロニル（0.005 ppm）を検出し、食品衛生法第 11 条第 2 項に違反することが判明しました。

当該貨物は既に通関済との報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように対応方よろしくお願いいたします。また、対応終了後、その概要を当課あて御報告いただくよう併せてお願いいたします。

輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第 11 条第 2 項違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

なお、平成 25 年 1 月 31 日付け食安監発 0131 第 1 号は、その違反連絡書が取り下げとなったため、廃止します。

記

品名	ウーロン茶
届出数量	327 CT 9,810.00 kg
輸出国	中国
製造者	GUANGDONG TEA IMPORT AND EXPORT CO., LTD.
製造所	GUANGDONG TEA IMPORT AND EXPORT CO., LTD. N01. TEA FACTORY
輸入者	有限会社初台加工センター 東京都千代田区神田和泉町 1-1-7
届出先	名古屋検疫所 食品監視課
届出年月日	平成 25 年 1 月 18 日
輸入届出受付番号	第 53100420530 号 1 欄
検査結果	フィプロニル（0.005 ppm）検出
違反確定日	平成 25 年 2 月 12 日